

新潟地方最低賃金審議会の意見に関する公示

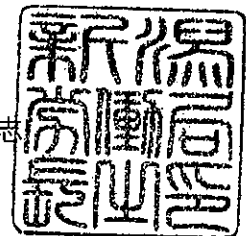
新潟労働局一般公示第7号

令和7年10月15日新潟地方最低賃金審議会から新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、新潟県の区域内で自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和7年10月30日までに新潟労働局長あて（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月15日

新潟労働局長 福岡 洋 志



新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金の改正決定に係る新潟
地方最低賃金審議会の意見の要旨

新潟県自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

新潟県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車（新車）小売業、自動車部分品・附属品小売業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業又は自動車部分品・附属品小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,053円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

法定どおり